

大分大学医学部附属病院栄養管理委員会細則

平成21年3月25日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程(平成16年医学部規程第1-22号)第16条の規定に基づき、栄養管理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、入院時食事療養の改善、向上及び円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 患者の栄養及び栄養管理に関すること。
- (2) 食事療養の健康教育に関すること。
 - ア 患者の栄養指導に関すること。
 - イ 疾病予防の広報活動に関すること。
 - ウ 健康教育に適った食事の充足感向上に関すること。
- (3) 食事療養に係る施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 食事療養に係る施設の衛生等の管理に関すること。
- (5) その他入院時食事療養に関すること。
- (6) 臨床栄養管理室の運営に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 診療科長又はその代理人 4人
- (2) 看護部長又は副看護部長
- (3) 看護師長 1人
- (4) 臨床栄養管理室長
- (5) 主任栄養士 1人
- (6) 調理師長
- (7) 医事課長

2 第1項第1号から第3号まで及び第5号の委員は、病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第1号から第3号まで及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号委員のうちから病院長が指名する診療科長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成21年医学部附属病院細則第4-37号)

- 1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。
- 2 この細則施行の前日に任命されている第3条第1項第1号から第3号まで及び第5号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第4条の任期にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大分大学医学部附属病院栄養管理委員会規程（平成16年医学部規程第4－13号）は、廃止する。